

酒田市浄水施設運転管理等業務委託
業務要求水準書

酒田市上下水道部

業務要求水準書目次

第1章 総則

| | | |
|------|----------------|---|
| 第1条 | 業務の目的 | 1 |
| 第2条 | 適用 | 1 |
| 第3条 | 用語の定義 | 1 |
| 第4条 | 業務の履行 | 1 |
| 第5条 | 業務の一部再委託 | 2 |
| 第6条 | 貸与品 | 2 |
| 第7条 | 火災、盗難等の防止 | 2 |
| 第8条 | 安全管理 | 2 |
| 第9条 | 危機管理対応 | 2 |
| 第10条 | 環境への取組 | 3 |
| 第11条 | 関係法令の遵守 | 3 |
| 第12条 | 報告書等の提出 | 3 |
| 第13条 | 要求水準の遵守 | 4 |
| 第14条 | 要求水準の未達 | 4 |
| 第15条 | 業務の中断 | 4 |
| 第16条 | 履行期間終了に伴う業務引継ぎ | 4 |

第2章 業務の水準

| | | |
|--------------|-------------|----|
| 第17条 | 業務の実施 | 5 |
| 第18条 | 業務委託の概要 | 5 |
| 第19条 | 業務履行計画書の提出 | 6 |
| 第20条 | 業務実施体制 | 6 |
| 第21条 | 基本的水準 | 7 |
| 第22条 | 業務要求水準 | 7 |
| 第23条 | 技術レベル向上の取組み | 9 |
| 第24条 | 巡視点検車両 | 10 |
| 第25条 | 守秘義務 | 10 |
| 第26条 | 雑則 | 10 |
| 別表1 (第22条関係) | | 11 |

第1章 総則

(業務の目的)

第1条 酒田市浄水施設運転管理等業務委託（以下「本業務委託」という。）は、酒田市上下水道事業管理者（以下「委託者」という。）が浄水施設の運転管理を包括的に委託することにより、民間事業者（以下「受託者」という。）の技術力及びノウハウを最大限活用し、各施設の効率的かつ安定的な運用を図り、安全で清浄な水道水を供給することを目的とする。

(適用)

第2条 「酒田市浄水施設運転管理等業務委託業務要求水準書」（以下「本要求水準書」という。）は、本業務委託を履行する上で、受託者に求める業務の水準及び受託者が実施しなければならない最低限の業務内容を定めるものであり、受託者が具体的な実施方法などを提案するための指針とするものである。

2 本要求水準書及びその他の関係書類に疑義が生じた場合は、委託者と受託者との協議により決定する。

(用語の定義)

第3条 本要求水準書において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1)「指示」とは、委託者の発議により、委託者が受託者に対し、委託者の掌握事務に関する方針、基準、計画等を示し、実施させることをいう。
- (2)「承諾」とは、受託者の発議により、受託者が委託者に報告し、委託者が了解することをいう。
- (3)「協議」とは、委託者及び受託者の双方が対等の立場で、合議することをいう。

(業務の履行)

第4条 受託者は、本要求水準書、酒田市浄水施設運転管理等業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）、酒田市浄水施設運転管理等業務委託特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）、その他関係書類及び関係法令に基づき、誠実かつ安全に本業務委託を履行しなければならない。

- 2 受託者は、本業務委託の業務従事者に必要な資格者を配置し、適正かつ安定的に浄水処理が行われるように業務履行体制を整えること。
- 3 受託者は、本業務委託が長期にわたり継続するものであることから、受託者が持つ技術力及びノウハウを活用し、業務の効率化や高度化を図るよう努めなければならない。

4 受託者は、本業務委託が水道水の供給という社会的使命を持つことを認識し、その役割を誠実に
行わなければならない。

(業務の一部再委託)

第5条 本業務委託の実施にあたり、受託者は、書面により委託者の承認を受けた場合に限り、その
業務の一部を他の者に再委託し、又は、請け負わせることができる。ただし、受託者は、再委託し
た業務が完了するまで責任をもって監督すること。

2 委託者は、再委託をすることにより、業務の適切な履行が見込めないと認められる場合は、承認
しないことができる。

(貸与品)

第6条 委託者は、受託者へ業務に必要な関係図書、鍵、工具及び試験機器等を貸与する。

2 受託者は、前項に掲げる以外のものについて、業務遂行上必要と認められる場合は、委託者の許
可を得て使用することができる。

3 受託者は、貸与品について適性に管理し、台帳を作成して委託者に報告しなければならない。

4 受託者は、貸与された資料、関係書類等について責任を持って保管するものとし、委託者の許可
無くそれらを外部に持出し、又は、提供してはならない。

(火災、盗難等の防止)

第7条 受託者は、委託施設の火災防止、盗難防止に努めなければならない。

(安全管理)

第8条 受託者は、業務の実施にあたり、保安設備等の不備により業務の遂行に危険が見込まれる場
合は、委託者に速やかに報告するとともに保安上必要な対策を講じ、労働災害の防止に努めなけれ
ばならない。

2 受託者は、業務従事者が危険な作業を行う場合は、関係法令を遵守し、安全教育を実施して、作
業の安全確保を図らなければならない。

(危機管理対応)

第9条 受託者は、震災、停電、施設の故障、水質異常等の緊急事態が発生した場合及び警備に伴う
異常事態が発生した場合に備えて、緊急連絡体制を整備しなければならない。

2 受託者は、緊急事態が発生した場合は、必要な初期対応を行い、速やかに緊急連絡表に基づき委

託者に連絡しなければならない。

- 3 受託者は、震災、停電、施設の故障、水質異常等緊急事態に備え危機対応マニュアル等を作成しなければならない。

(環境への取り組み)

第10条 受託者は、環境への取組みについて、特に、次の項目について配慮すること。

- (1) 環境への負荷の軽減に向けた取組み
- (2) 浄水施設等の省エネ、低コストに関する取組み

(関係法令遵守)

第11条 受託者は、本業務委託の履行に当たり、次に掲げる法規を遵守しなければならない。

- (1) 労働基準法
- (2) 労働安全衛生法
- (3) 職業安定法
- (4) 労働者災害補償保険法
- (5) 水道法
- (6) 電気事業法
- (7) 消防法
- (8) 騒音規制法
- (9) 水質汚濁防止法
- (10) 大気汚染防止法
- (11) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (12) エネルギーの使用の合理化に関する法律
- (13) 個人情報の保護に関する法律
- (14) 監督官庁からの指示命令等
- (15) その他関係法令等

(報告書等の提出)

第12条 受託者は、委託者の承認を得た様式に従い、業務日報、月間業務報告書、年間業務報告書、故障報告書等を遅滞なく委託者に提出しなければならない。

(要求水準の遵守)

第13条 受託者は、本要求水準書に示す要求を遵守すること。

(要求水準の未達)

第14条 受託者の原因で本要求水準書に求める要件が満足できなくなった場合は、受託者は、速やかに委託者に報告すること。この場合において受託者は、原因を究明し、満足すべき要件が達成できるように適切な措置を講じて、状況を改善しなければならない。

- 2 要求水準の未達が水道利用者に重大な影響を与えるような場合、委託者及び受託者は協力して、その改善に努めなければならない。
- 3 要求水準の未達に対する罰則は、十分な調査をもとに委託者と受託者が協議して決めることとする。

(業務の中断)

第15条 受託者は、やむを得ない事情により本業務委託を中断するときは、あらかじめその旨を委託者に連絡するとともに、委託者と協議して業務に支障を生じることのないように努めなければならない。

(履行期間終了に伴う業務引継ぎ)

第16条 受託者は、履行期間が終了した時は、本業務委託に支障が生じることがないように、委託者が指定する者に本業務委託に係る業務引継ぎを誠実に行わなければならない。

- 2 受託者は、引継ぎのために必要となる資料を作成すること。
- 3 受託者は、本業務が円滑に引継がれるよう、委託者に最大限協力すること。
- 4 業務引継ぎに係る費用は、受託者の負担とする。

第2章 業務の水準

(業務の実施)

第17条 受託者は、本業務委託の実施体制について、契約締結後速やかに委託者が定めた監督職員と打合せを行い、本要求水準書、仕様書及び特記仕様書に基づき、業務履行計画書を作成して委託者の承諾を得なければならない。

2 受託者は、業務履行計画書に基づいた、年間業務実施計画書及び月間業務計画書を作成して委託者の承認を得なければならない。

3 委託者は、承認した業務の実施体制であっても、本業務委託の遂行上必要があると認められるときは、文書で改善を申し入れることができるものとする。この場合において、受託者は誠意をもってこれに対応しなければならない。

4 委託者は、緊急を要すると判断した業務については、受託者に他の業務に優先して実施するよう指示することができる。この場合、受託者は委託者の指示に従い対応しなければならない。

5 受託者は、運転管理、完成図書類及び機器等に精通し、適切な運転、操作を行い、誤操作防止に努めなければならない。

6 受託者は、施設の運転管理技術の向上を図るため、教育、研修を実施するとともに、事故、災害発生時に備えた訓練を行なわなければならない。

7 受託者は、常に安全衛生管理に留意し、労働災害の防止に努めるとともに、業務従事者全員に水道法に規定する健康診断を実施し、委託者に報告しなければならない。

(業務委託の概要)

第18条 本業務委託の概要は次のとおりである。

(1) 浄水施設等運転管理業務

- ① 運転管理業務
- ② 保守点検業務（巡回点検、軽微な補修）
- ③ 日常水質検査業務
- ④ 保安管理業務
- ⑤ 物品管理業務
- ⑥ 文書管理業務
- ⑦ 衛生管理業務
- ⑧ 水質検査用採水業務

⑨ 緊急時の対応

⑩ 臨機の措置

(2) 包括的管理業務

① 物品調達管理業務（薬品、試薬、備品消耗資材、燃料等）

② 経費支払代行業務（動力・電灯電力費、専用回線・一般回線等の通信費、NHK受信料）

③ 法定検査・点検業務（法定水質検査、自家用電気工作物点検、消防設備点検、浄化槽点検）

④ 水質検査機器定期点検業務（純水製造装置点検整備〔隔年〕、生物センサー過設備点検整備）

⑤ 定期整備業務（浄水・送配水施設、升田・柏谷沢水源地浄水設備）

⑥ 発生汚泥処理業務（再資源化処理、放射性物質含有汚泥の最終処分処理）

⑦ 環境整備業務（小牧浄水場庭苑管理、同管理棟床定期清掃）

⑧ 機材借上業務（除雪機械、汚泥吸引車〔隔年〕、清掃用機材、管理棟衛生用品等）

(3) 上記以外の本業務実施において必要な業務

（業務履行計画書の提出）

第19条 受託者は前条の業務を実施する上で留意すべき点、効率的で効果的な業務方法などについて業務履行計画書に示し、提出すること。

2 受託者は、提示した業務履行計画書に基づき、詳細な業務実施計画書を作成し提出するものとする。

（業務実施体制）

第20条 受託者は、水道法施行令第6条及び水道法施行規則第14条に規定する水道技術管理者の資格を有する者を1名以上配置し、本業務委託を履行すること。

2 受託者が満たすべき業務実施体制は次のとおりとする。

(1) 運転管理業務

運転管理業務には、通年（24時間365日）最低2名を配置し、施設の運転操作及び状態監視を行うこと。ただし、他の方法を採用することで、これらの業務が十分に行えると認められ、委託者が承認した場合に限り、他の方法による体制をとることができる。

(2) 保守点検業務及びその他の業務

業務を実施する上で適正かつ必要な人員を配置すること。

(3) 緊急時の体制

浄水施設等で発生する異常事態へ迅速に対応できる人員体制を整備すること。

3 受託者は、本業務委託を履行するにあたり総括責任者を配置すること。総括責任者は、平日昼間

常勤とし、総括責任者が不在の場合は、支障なく代わりに業務を行える者が常駐すること。

(基本的水準)

第21条 受託者は、自らのノウハウを最大限活用し、浄水施設等の運転管理及び維持管理を主体的に行い、良質な水道水を安定的に供給しなければならない。また、現行の業務水準を維持することはもとより、その向上を図り、安定供給が確保できる十分な体制で業務にあたること。

さらに、業務の公益性を十分理解し、利用者や地域住民等に対する適切な配慮を行い、環境負荷の軽減に向けた取り組みを推進すること。

2 委託者が貸与する本業務委託の履行に要する物品は、その機能を良好に保ち、使用の際に支障がないよう管理すること。

(業務要求水準)

第22条 受託者が、本業務委託を履行する上で、満たすべき項目は次のとおりとする。

(1) 水質管理の水準

受託者は、原水水質の変化に対応するため、浄水処理工程における水質管理を徹底すること。また、水質管理に必要な項目の測定を実施し、水質の向上に努めること。

なお、水道法に定める水質基準項目の水準については、これまでの省令などを参照して遵守すること。また、水質の維持及び管理のために、次のとおり検査を行うこととする。

- ① 浄水処理の確認のために行う水質検査は、良好な水道水質を維持するために必要な回数を実施する。
- ② 水質異常時には、確認と原因究明のために必要な水質検査を早急に実施する。なお、これらの水質検査結果については、すみやかに報告すること。
- ③ 委託者が、別に委託する給水区域末端部における残留塩素測定値の聞き取りを行い、水質管理の指標とすること。
- ④ 本業務委託の履行に要する水質計器等の備品は、校正、点検整備を十分行い、その機能を良好に保ち、使用の際に支障がないよう管理すること。

(2) 水量管理の水準

配水状況により、取水量を調整しながら適正な浄水処理を継続し、各配水池の水位確保を行うこと。また、受水施設においては、施設能力（貯水量）に応じた受水量の調整を行い常に安定給水に必要な水位を保つこと。

なお、水量管理に関する要求水準は、「別表1」のとおりとする。

(3) 機器故障時の対応

受託者は、設備機器の故障又は、不具合が生じ、応急に対応しなければならないと判断した場合は、施設の機能を維持できるよう、臨機に緊急の措置を講じ、直ちに委託者に報告しなければならない。

(4) 緊急時対応マニュアルの作成と訓練の実施

受託者は、緊急時に、委託者と連携をとりながら水道利用者への影響を最小限に抑え、安定給水のために最善の対応ができるように緊急時対応マニュアルを作成しなければならない。また、緊急時の迅速な対応のため、業務従事者に対し必要な訓練等を行うこと。

(5) データの管理

受託者は、運転管理に関するデータの種類、保存の方法について委託者と協議し、常に委託者へデータを提供できるよう整理しておくこと。

(6) 保守点検

受託者は、機械、電気及び計装設備の構造や特徴はもとより、水道施設全体のシステムを十分に把握し、浄水施設等の異常の有無や故障の兆候を見つけるため日常点検を行うこと。また、日常点検において不良個所を発見したときは、速やかに委託者に報告し必要な初期対応を行うこと。
なお、日常点検の頻度等については、業務履行計画書等に明記すること。

(7) 簡易な修繕

受託者は、機器等の故障の修理が簡易なものである場合は、速やかに修繕を行うこと。また、緊急を要する場合で、修理に時間を要する場合は、必要な応急処置を講じるとともに、応急処置の内容を委託者に報告すること。

(8) 保安全管理業務

受託者は、施設の施錠、ITV 設備による監視、警備装置の操作、場内外の見回りなどにより浄水施設等の危機管理の徹底を図ること。

(9) 文書の管理

受託者は、浄水施設等の運転管理、維持管理を良好に行う上で必要となる完成図書、その他の文書に関して、毀損・滅失がないよう適正に保管すること。なお、文書の取り扱いについては、委託者が定める文書管理や個人情報保護に関する規定などに基づいて行うものとする。

また、受託者は、管理している書類や図書を委託者の許可なく外部に持ち出したり他人に閲覧、複写、譲渡したりしてはならない。

(10) 浄水施設等の環境衛生管理

受託者は、浄水施設等の機能を良好に保つため、整理整頓に心掛け、清潔を維持するように努めること。また、小牧浄水場の庭苑及び各水道施設の外周部についても、周辺住民に不快感を与

えないように整備すること。

(1 1) 物品調達管理

本業務委託の実施に要する全ての消耗品類の調達管理については、受託者が行い、その調達と管理にあたっては、水道施設の運転管理に支障をきたすことがないように、適正に行うこと。

(1 2) 経費支払代行業務

受託者は、施設の運転及び監視に必要な電力、通信費等について、契約業者からの請求に基づき遅滞なく支払い手続きを行うこと。

(1 3) 法定検査・点検業務

受託者は、次のとおり法定検査及び点検を行うこと。

- ① 法定水質検査については、委託者が各年度の始まる前に策定した水質検査計画に基づいて、水質検査を行う。なお、水質検査計画に予定されていない検査でも、受託者が水質管理上必要と思われるものは、委託者と協議し実施する。
- ② 法定水質検査について、受託者が水道法第20条第3項ただし書きの規定により登録された検査機関でない場合は、委託者が認める同項の規定により登録された検査機関にこのすべてを委託できるものとする。
- ③ 電気事業法第42条に定める保安規定に基づき、自家用電気工作物の定期点検を行うこと。
- ④ 消防法17条に基づき消防設備点検を行うこと。

(1 4) 定期整備業務

受託者は、特記仕様書(別冊)に示した定期整備を実施すること。なお、整備対象外の部品等が劣化し交換が必要となった場合は、委託者に報告し対応について協議すること。

(1 5) 発生汚泥処理業務

浄水処理により発生する汚泥の処分については、天日乾燥床の保管状況を確認しながら、適正な時期に実施すること。なお、処分にあたっては発生汚泥の再資源化処理を原則とし、あらかじめ委託者の承認を受けた業者に再委託すること。

(技術レベル向上の取組み)

第23条 受託者は、浄水施設等の管理において、その技術レベルが向上するよう心掛けなければならない。

2 受託者は、緊急対応時マニュアルに限らず、業務遂行上必要なマニュアルを作成しなければならない。また、マニュアルは、常に見直しを行い、委託者の承認を受けて適切に管理すること。

(巡視点検車両)

第24条 巡視点検で使用する車両は、受託者の所有車両とする。

2 車両の事故等については、受託者が一切の責任を持つこと。

(守秘義務)

第25条 受託者は、業務で知り得た情報を業務以外に使用し、又は他に漏らしてはならない。

(雑則)

第26条 本要求水準書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、委託者と受託者が協議の上、決定する。

別表1（第22条関係）

○浄水施設の取水量及び浄水能力

| | | |
|-------------------|------|--------------------------|
| 小牧浄水場 (最上川表流水) | 水利権 | 28,500 m ³ /日 |
| | 浄水能力 | 46,500 m ³ /日 |
| 柏谷沢水源地(地下水) | 浄水能力 | 21 m ³ /日 |
| 升田水源地(地下水) | 浄水能力 | 436 m ³ /日 |

※勝浦浄水場は、監視制御のみ

○受水施設の認可水量（日最大給水量）

| 施設名 | 水源等種類 | 認可水量 |
|---------|-------|--------------------------|
| 新山受水場 | 県水受水 | 25,682 m ³ /日 |
| 平田第1受水池 | 県水受水 | 883 m ³ /日 |
| 平田第2受水池 | 県水受水 | 1,510 m ³ /日 |
| 松山受水場 | 県水受水 | 3,335 m ³ /日 |

○委託する給水区域内で想定される水量の値は、以下を参考とする。

| 施設名 | 項目 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
|---------|------------------------|--------|--------|--------|
| 小牧浄水場 | 平均取水量m ³ /日 | 15,626 | 15,557 | 16,281 |
| 小牧浄水場系 | 平均配水量m ³ /日 | 15,200 | 15,204 | 15,762 |
| 新山受水場系 | 平均配水量m ³ /日 | 8,324 | 8,248 | 7,063 |
| 八森送水場系 | 平均配水量m ³ /日 | 2,379 | 2,371 | 2,352 |
| 飛島簡易水道※ | 平均配水量m ³ /日 | 59 | 66 | 66 |
| 平田第1受水池 | 平均配水量m ³ /日 | 488 | 503 | 506 |
| 平田第2受水池 | 平均配水量m ³ /日 | 1,764 | 1,606 | 1,532 |
| 松山受水場 | 平均配水量m ³ /日 | 1,323 | 1,403 | 1,295 |
| 柏谷沢水源地 | 平均配水量m ³ /日 | 9 | 10 | 7 |
| 升田水源地 | 平均配水量m ³ /日 | 274 | 272 | 260 |

※飛島簡易水道は、監視制御のみ